

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 五 號 第 十 八 卷

大正三十一年五月一日發行

論 叢

投資と租税……………法學博士 神戸 正雄

フォンウイゼの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

水戸藩常平倉の成立……………經濟學博士 本庄榮治郎

海運同盟に對する英吉利の態度……………法學士 小島昌太郎

時 論

自作農地創定施設要項を評す……………法學博士 河田 嗣郎

說 苑

スミスの學說に關して福田博士の教を乞ふ……………經濟學士 谷口 吉彦

マルクスの勞賃論……………經濟學士 森 耕二郎

雜 錄

スミスの植民地觀の由來と地位……………經濟學士 長田 三郎

水戸藩常平倉の成立

(水戸藩常平倉の研究、本論の三)

本 庄 榮 治 郎

第一節 常平倉の性質

常平倉は元來官府の財力を以て穀物を賣買し、市場の價格を平均せしむることを目的とするものである。然らば水戸藩に於て天保二年以來行はれた常平倉なるものは、果して如何なる性質を有するものであらうか。

一、穀價調節 天保元年末以來、烈公が稗を増蓄すべきか、常平倉を設くべきかにつき、郡宰と審議せしときの公の手書(二年一月廿九日付)を見ると、それには特に設立せんとする常平倉なるもの、性質が極めて明かに描き出されて居る。即ち曰く

『米價甚貴き時は人を傷り、甚賤き時は農を傷り候故、米價を平準に致候法に有之候。依て熟作にて米價賤き時は買入、異作にて貴き時は賣出し、甚貴からず賤からざる様に致、且茲商共メ買メ賣メなど後害を除き候良法の由。然る處領中之義は先代より國境江穀留番所御据置被遊、米價賤き時は入穀を禁じ、貴き時は出穀を禁じ、米價を平準に被致候國法に候へ共、常平倉の仕

法相立、米價賤き時は買入貴き時は賣出し候様不致候而は實に平準の政は行れ申間敷候。』¹⁾

即ち從來同藩に存せし穀物輸出入の法のみにては穀價を調節するには不十分なりとし、更に常平倉を設けんとするものであつて、常平倉本來の性質を發揮せしめんとせるものなるや疑ふ可らざる處である。この趣旨は其後も屢々説かれてゐる。例へば天保七年に常平倉に關する例規を設け、掛員を戒めし手書の中にも、常平倉は『相場平均の爲出入致候』ものなることを説き、他に流用することを禁じ、天保十一年に常平倉の趣意を藏奉行に訓示したる際にも

『常平の儀は相場高くして人々指支に相成候節は拂ひ、右金は加役方江預け置、又下直に而人々指支候節は右金を以買入、常に相場を平均に致し、人を救候良法に候へば』云々²⁾

と述べ、天保十二年一月十八日にも、同様の令が發せられてゐる。³⁾ 此等のことから見ても穀價平準といふことが水戸藩常平倉の本來の目的であることは明かである。

二、備荒 烈公は尙前掲天保元年一月二十九日の手書の末尾に附記して

『愚昧の了簡にてはやはり粗時に致度存候、さりながら何れも賢明の者共の了簡に而神の方宜よし候へば、愚昧杯何共可申には無之候へ共、救に而は初愚昧の心付にて無之候故此所又々申聞候』⁴⁾

とあつて、常平倉は稗倉の如き凶荒救済のために非ざることを明かにしてゐる。然るに其後に至つて、この考は一變したるものの如く、天保七八年の饑饉に際しては、先づ稗倉を開いて救済に

1) 水戸藩史料別記上、371—2頁。
2) 水戸藩史料別記下、434頁。
3) 水戸藩史料別記上、374頁。
4) 水戸藩史料別記下、439頁。

努力したが、八年正月に至つて更に手元貯穀（常平倉）から廉價を以て粃四千俵を郡廳に拂下げ、救済の用に供し、寒村にありては、村吏に命じて粥を炊いて施與することゝした。²⁾この手元貯穀を支出したことは、大阪における購入米近く着船する見込であり、且無償ではなく廉價に拂下げたものであるから、全然救済用に使したものではないとの見解も一應は立て得る如くであるが、事實飢饉に際しては、價格問題のための拂下げではなくして、救済のための拂下げであり、且、九月に發せられた公の手書は前示の手書とは大に異り、常平の爲に貯へし穀物も『本より救の爲めに貯候穀、かゝる年柄にても不出様に而は是迄骨折候せんも無之』不益之費は勿論不宜候得共救に致候儀大仁に候へば』云々などあつて、救済といふことの爲めにも常平倉米を發することゝなつたことは明かである。

然し史料の示す處によれば常平倉（手元貯穀）を救済のために開いたことは、屢々行はれた處ではなく、天保八年の飢饉の場合の外には、その確證がない。その外に、天保四年に手元貯穀を拂下げて居り、塙重任の「舊水戸藩救荒蓄稗收支方法概記」の記事と照し合せて考ふれば或はこれは同年の風災のために發したものではないかとも考へられるが、然し手元貯穀の外に、稗倉などの純粹なる救済用のものもあることであり、且支出米高が天保八年の際よりも遙かに多額であるから（約九千餘俵）それがすべて天保四年の風災のための救済米とは考へられぬ。従つて四年の手元貯

- 2) 同 別記上、551頁。別記下、434頁。
3) 同 別記下、435頁。
4) 同 別記下、437頁。別記上、384頁。

穀の支出は救済のためではなく、價格政策のために行はれたものであるか、又は兩者を共に含んで居るものではなからうかと考へられる。

兎に角、右の如き事情であるから常平倉本來の目的は價格平均の爲めであるけれども、天保の大飢饉の如き非常大變の際には、已むを得ず從來の方針を變更し、常平倉米を救済のためにも利用するに至つたものであらう。『常平倉之儀は凶荒兵亂の外一切不出定に有之處』⁵⁾などいへることから見るも、凶荒の際にも常平倉米を發することを考へてゐたものであらう。

三、軍糧 幕末に至つて内外多事、従つて軍制武備の振張は、金穀の蓄備と共に烈公の大意を用ゐし所である。安政元年四月米國軍艦の再び渡來するや、齋昭は特に常平倉の貯米一萬俵を江戸に廻送し、以て非常の變に備ふることとした。¹⁾これより前、嘉永三年六月に常平倉米を財政融通のために流用せし際の手書にも『常平倉貯の儀は、軍旅等の用にて、右品無之節は、非常の節、公邊肝要の勤も缺候故』²⁾云々といひ、又嘉永五年六月藏奉行に與へたる手書にも『常平の儀は第一穀價を平かにし、且は非常の備に可相成事、各も承知に而』³⁾云々とあつて、常平倉は單に價格平準のためのみならず、非常の際の軍糧に供せんとする目的を有せしものである。勿論これは外國事件の起ると共に新に生ぜし處の考へであらうけれども、それは決して制規を枉げて流用するわけのものではなく、寧ろ常平倉の目的の一部として行はれたものである。このことは前示の手

5) 同上編乾、897頁。

1) 水戸藩史料上編乾、883頁。別記下、457頁。

2) 同上別記下、453頁。

3) 同上別記下、454頁。

書の文句によつても明かであるが、其後にも『常平倉の儀は先年厚思召を以て全非常之御備穀に御仕法御取立被遊、凶荒兵亂之外、一切御下げ無之筈之處』などと述べ、凶荒と兵亂とを並び稱してゐるのを見ても明かである。即ち軍糧に供することは、常平倉の目的の一部を成すに至つたものであつて、次に述ぶる如き變則的の流用ではなかつたのである。

四、財政流用 手元貯穀(常平倉)が藩政府の財政と嚴重に區別され、之を流用するを得ざりしことは、前にも述べた所の如くである。¹⁾幕末に及んで、幕府も諸藩も共に、以前よりも甚しく財政の窮乏に悩んだ次第であるが、水戸藩に於ても同様であり、嘉永二年閏四月には在江戸の執政より財政の窮迫を名とし、常平倉米一萬俵を貸與せられむことを請ふたが、かゝることは制規の許さざる所であるから、之を許さず、特に懷物の内からこれを貸出したのであつた。²⁾然るに翌三年六月江戸執政より再び常平米二萬餘俵を借らんことを乞ふに至り、烈公は士臣の困窮を默視するに忍びず、遂に枉げて制規を破り、此度に限り、その請願を容れて常平倉米より融通することゝ認めた。³⁾こゝに於てか、常平倉は、遂に財政上にも流用さるゝに至つたものである。

以上述ぶる所によつて、水戸藩の常平倉が如何なる目的を有せしかは明かであらう。即ち第一には穀價の平準を期し、第二には凶荒兵亂に對する備へたらしむるにあつた。この外、財政の窮

- 4) 常平倉始末(萬延元年七月)。
- 1) 本誌第十七卷五號51頁。
- 2) 水戸藩史料別記下、451頁。
- 3) 同上、452頁。

迫を救ふために流用されたこともあるが、それは一時の例外的現象と見るの外はない。嚴密なる意味における常平倉は穀價の平準が、即ちその唯一の目的であるが、水戸藩の事例は、幕末に行はれただけに、その外に凶荒兵亂に備ふるの第二の目的を併せ有するに至つたものであつて、常平倉としては、その性質雜駁に陥りしものと認めざるを得ぬ。

第二節 常平倉の設置

一、常平倉の成立 烈公は襲封の後、間もなく天保元年十二月に、常平倉を設けんことを郡宰に謀つたのであるが、その計畫は次の如き詳細なる内容を有するものであつた。¹⁾

『一、右常平倉の愚意は金拾兩に糶四拾俵の直斷を中分と見込、四十四五俵より下直の節は買入、三十四五俵より高直の節は拂候而可然様存候。左候へば大岡割合左之通に可有之候。

糶四十五俵、十兩に四十五俵の直買入

此代金十兩

糶四十五俵、十兩に三十五俵の直拂

此代金拾二兩三分本四百廿八文餘

さし引 金貳兩三分本四百廿三文 益

是は拾兩に四十四五俵の相場、翌年にも三拾四五俵に相成候義は常に可有之候事に候

糶四十八俵 拾兩に四十八俵の直買入

1) 水戸藩史料別記上、372頁以下。

此代金拾兩

粳四十八俵 十兩に三十二俵の直拂

此代金拾五兩

差引 金五兩 益

是は拾兩に四十八俵の相場、四五ヶ年の内には三十三俵位に相場狂ひ候義間々有之候事。右之通に候間、升目は減穀等相立候而も相補候義體成可申候。尙又舊穀新穀入替指支候はゞ年々盛農の比は夫食不足の者多く有之候間、百姓一家へ僅四五俵宛も貸出し、秋新米にて取立候はゞ一萬家に而は四五萬俵程の繰替は可相成哉と存候。

一、手元金三千兩、並役所金五千兩、合而八千兩の金高に而は、拾兩に四拾五俵と續り候而も三萬五千俵は買入に可相成候間、右を元立にいたし、拂の時に相場差ひ益金組込買殖し候はゞ往々常平倉の仕法相立、水旱不慮の備出來、領中萬民の救不過之、廣大の仁政行れ可申哉と存候。』

然るに討論審議の後、此際は寧ろ稗を増蓄することが急務であると決せられ、この常平倉の議は一旦中止されたことは(天保二年三月)既に述べし如くである。²⁾然し、公は如何にもして平準の政を行はんとし、遂に幾もなく手元の事業として常平倉を創設するに至つたものである。即ち二年七月手元と藩政府と各金五千兩を出し、合計一萬兩を幕府に預け、年九分の利を仰いで其資金に充て、更に十一月には政府經費の一部と手元の費用とを節して爾後三年間、毎歳米千二百俵を貯へることとし、藩政府の財政より獨立せる別個のものとした。³⁾これが即ち手元貯穀と稱せられたものであつて常平倉の前身である。

2) 本誌第十七卷五號45頁。

3) 水戸藩史料別記下、431—2頁。

この手元貯穀が常平倉なる名稱を有するに至つたのは、天保十一年六月のことである。天保七八年には飢饉があつて、手元貯穀の内からこれに流用する有様であつたが、其後豊年打つゝき、十一年頃には却て米穀の多きに苦しむの状態であつたので、役金奉行に命じて、其管理金中から一時金一萬兩を出さしめ、これを以て米穀を購入し以て價格の低落を防いだ。而してこのとき始めて手元貯穀の名稱を改めて、常平倉としたのである。⁴⁾但し懷物と稱する藩主の貯穀は祖宗以來遺しておかれたものであるから、これは常平倉に加へず、別個のものとして、後に至るまで保存されたことは既に述べた通りである。

二、穀倉の所在 常平倉は以上の如くにして成立した。然らばその穀倉は何處に設けられたのであろうか。天保元年の常平倉計畫の際の手書には『倉は何れの所に作候て可然哉、烏渡考候ては太田邊にも可有之哉と存候』¹⁾とあるが、東湖の「壬辰封事」には、

『常平倉の義、先達而思召被爲在候に付、急々御取行には體成兼候半同役共より申上置候義に御座候間少々づゝも相試申度、猶又倉は太田村へ建候而可然と御意も被爲在候所、太田村は愚臣扱下の義にも御座候間、去秋中、右村へ新倉一棟相建、(中略)部垂、太子へも新倉相建申度普請の入用相濟候様願出候處未だ相濟不申候』²⁾

とあるが、「回天詩史」には

『嘗欲設常平倉於太田部垂今改大宮太子三所、太田部垂則組成。未遑及太子而止。』³⁾

4) 同上、435頁。

1) 水戸藩史料別記上、367頁。

2) 東湖全集、633頁。

3) 同上、25頁。

とあるから、常平倉が太田、部垂(今の大宮町)の二ヶ所に設置され、太子の分は未成立であつたことは明かである。

この二ヶ所は東湖の支配下にある土地であるが、この外に水戸にも一ヶ所設けられた如くである。杉山常平倉と稱するものがそれである(註二)。尙江戸にも支倉を設けんとしたが、それは實行されなかつた(註三)。

(註一) 杉山常平倉については天保十一年六月に『中納言様杉山御藏ニ被爲成、此度金一萬兩下げ候間買敷取扱候様奉蒙尊命候』といふ記事があり、天保十三年十二月藏奉行より倉庫を増設せんことを建議し『杉山六十一番四十四番の御藏二棟十ヶ年程以前嵐にて吹倒御取拂に罷成、今以御造立無之、然る處前書申上候通り御貯穀是迄無之莫大の御負敷に罷成、此程杉山河岸兩所御藏に何れもひと詰切御藏繰替六ヶ敷此上如何様繰合候而も二萬俵をも積入候様には何共安心不仕、尤兩所に四棟五棟位の御建地は有之候間御普請の儀其筋へ申出候様可仕奉存候。亦外に可然御藏地御見立御造立被遊候方可宜候哉』といひ、また安政四年閏五月四日藏奉行に命じて杉山及び河岸の倉廩に蓄積せる舊穀の腐耗を調査せしめし記事もあるから、杉山其外にも倉のあつたことと考へられる。

(註二) 天保十四年三月、烈公は藏奉行に藩穀の忽にすべからざることを諭し、翌弘化元年四月二日には常平倉の規模を擴張して江戸の本所石場に支倉を設けんとし、藏奉行等も其舉を賛成したのであつたが、翌月六日に公は致仕幽居の身となりしため、この事は中止となつた。

三、制規 「水戸藩史料」に曰く『七年(天保)二月二十一日常平倉の例規を設け、手書を下して掛員を戒め、以て其の監督を嚴にせり、其の書に曰く

4) 久保敬、舊水戸藩史料別記下、444頁。
5) 常平倉頭末、米價調節策、帝國農會報第五卷二號。
6) 水戸同上、893頁。
7) 同上、445頁、及常平倉頭末。
8) 同上、445頁、及常平倉頭末。
9) 別記下、434頁。

相續以來手元金に而別段仕法之貯穀は士民之爲日夜心思を竭し、常平倉に取建候條相場平均の爲出入致候外、常輪指支候節たり共、直書を以て下知不致候内は、一粒たり共、妄りに出し申聞敷事』

云々と、茲に所謂例規なるものは、單に上記の手書のことを指すものであるか、それともこの手書の外に詳細なる規定があつたものであるか、明らかではないが、右の手書が即ち例規を示せるものなりとするならば、それは極めて簡單明白なる規定であつて、常平倉米を米價調節以外の事に亘つて流用することを禁ずるといふ一ヶ條を示すものに過ぎぬ。然しこの流用を禁止するといふことは實際に於ては中々重大なる規定である。蓋、若し他に流用することを認むるならば、常平倉本來の目的は容易に遂行し得ないこととなるからである。天保十二年正月に掛員に令して常平倉の出納を嚴密にせしめしときの手書²⁾も、前掲天保七年の手書と殆んど同一文面であり、尙其他にも屢同一の趣旨が命ぜられてをて、流用禁止の命令は嚴として存在してをたつたものである。

故に弘化四年十一月に(烈公屏居中)當時水戸藩の後見たる三支藩主(松平讃岐守頼胤、松平大學頭頼誠、松平播磨守頼繩)より賜米の缺乏と稱して常平倉より出穀すべきことの命令があつた時にも、藏奉行はその順序を踐まずして制規に違反するものとして斷然之を拒絶した。翌嘉永元年四月、公この事を聞知し、藏奉行が威權に屈せず制規を守りしことを賞し、掛員に賜ふに揮毫を以てし、又別に禮記王制の『國無九年之蓄、曰之不足、無六年之蓄、曰之急、無三年之蓄、曰之國非其國也』の語を大書して藏方に下

2) 同上、439頁。

附し、年々御用始の節には掛員は之を奉拜するを恒例とするに至つたといふことである。³⁾ 後、嘉永二年閏四月、江戸の執政より財政の窮迫を名として常平米一萬俵を貸與せんことを乞ひしも（公は嘉永二年三月より再び藩政に參與す）之を許さず、特に懷物の内より之を貸出すことゝした。⁴⁾ 處が翌年六月再び江戸の執政より常平二萬餘俵を借らんことを乞ひ、遂に制規を破つて之を許したことは前述せし如くである。この一個の例外は存するけれども、其他に於ては、その流用禁止の規定はよく守られたものといはなければならぬ。否、嘗に流用を禁ずるのみならず常平倉米の在高の如きも掛り職員の外は知らしめざる方針であつた。天保十一年十月の内訓によると

『常平倉の儀は懸り若年寄、金加役、藏奉行の外、有俵等一切不存掟に候處、如何致して歟、是迄勘定奉行方へは藏奉行より書出し候へば右役所にて懷の有俵存候故、追々勝手の方へ貸出しに相成、未跡埋も無之候へば以後勘定奉行に而は拘り不申様、家老若年寄より達せ候へば、たとへ以後勘定奉行より承り候共一切書出は勿論、有數は咄し間敷候』⁵⁾

とあつて、その趣意は極めて明かである。

天保二年に手元貯穀の名の下に始められた貯糧が、天保十一年六月に至つて常平倉として名實共に成立するに至つたことは、既に述べた通りである。然し着手以來既に十年の歲月を経てゐることであり、米穀の出納も漸く頻繁となつたがため、之が監査の法を定むるの必要を生じ、天保十二年には、爾後毎年出納精算書を提出せしむることとした。尤これより前、天保六年三月藏奉

2) 同上、449頁。
4) 同上、452頁。
5) 親書類纂三十。

行への手書にも

『一、當時手元貯數有高員數承り申候事

一、何の年に何俵買入と申儀等委細に承り申候事』⁶⁾

とあつて、折々出納在高等を調査されたものであるが、出納精算書提出が確定されたのは、右の天保十二年のことであらう。翌十三年二月に藏奉行から現在穀數を精査上申したが、その中には粃の外に米の貯もあり、また現金もあつた。公はそれに朱批を加へて

『右金は又粃相場により買入に可致金也』

『米の分は追々粃にくりかへ候仕法も可有之哉、右の外乍少分麥も有之候歟に覺申候處、是以有之候はゞ粃にかへ度事なり』

などと述べて居る。⁷⁾ また天保十三年十二月には藏奉行は常平倉現石高を上告すると同時に、米穀の賣買は敏活を要するに因り、新陳交換するに方り、二万俵以内の出納は參政に稟議せずして直ちに處置せんことを乞ひ、公はこれを許し、たゞ事後にこれを届出でしむることとした。⁸⁾ 其後公が謹慎を解かれて再び藩政に關與するに至りし嘉永二年の四月にはこの出納精算書を上申すべきことが再び命せられて居る。⁹⁾

以上述べし所により極めて大綱のみではあるけれども、常平倉に關する規定は明かである。即ち貯穀の流用を許さゝることと、二萬俵以内の出納は藏奉行に於て專行し、それ以上は參政と協議して賣買出納のこゝを行ひ、毎年出納精算書を提出する仕組であつたのである。

6) 景山書牘の寫、常平倉の部。

7) 水戸藩史料別記下、439—441頁。

8) 同上、442頁。

9) 同上、450頁。

序に常平倉に關係ある職員のことを述べて置く。手元貯穀の出來たとき、その委員に側用人大久保忠臣(其五左衛門)を挙げ、金錢の收支は金加役(通事にて手元金の出納を掌るもの)に命じ、米穀の出納は藏奉行をして擔任せしめられ、後掛員は參政(若年寄)を以て充てたのである。¹⁰⁾而して藏奉行は定員三人であつたが、弘化以後更迭甚しく、天保中より在職せしものは、名越平藏(弘化四年三支藩よりの常平倉出穀を拒絶したる後間もなく轉職す)のみであつた。¹¹⁾天保十一年十一月には、この藏奉行の班位を素袍以上に引き上げた(素袍以上は上中下の上位にある)。是れ藏奉行と勘定奉行とが地位懸絶し、事毎に抑壓せらるる傾ありしたため、藏奉行たる職格を引上げて職務の遂行に便したものであつた。公の手書に

『如何にも藏奉行は下官に過申候故、勘定奉行に押レ候氣味も有之候處、大切之役にも候へば、勘定奉行上座位にて、郡官又は見習或は小姓頭取杯より兩人計も申付候はゞ、往々勘定奉行に押レ候事も有之間敷』云々

とあるによつても明かである。¹²⁾(完)

10) 同上、432頁。

11) 同上、448頁、諸役相續記參取。

12) 親書類纂三十。